

# 静岡県ソフトテニス連盟の会員登録について

2012. 1. 17

## 【制度の趣旨・目的】

会員登録制度は日本連盟及び静岡県連盟(加盟団体及び下部組織を含む)における会員組織を確立し、会員及びその所属団体を明確にすることにより、普及活動の基盤として役立てると共に合せて各組織の健全な財政に寄与するために実施するものであります。会員の一人ひとりがソフトテニス界を支えていく現状を再確認し、会員登録制度の趣旨にそって「競技スポーツとしての一層の向上」と「生涯スポーツとしての一層の普及」を具体的に推進していくためのものです。

### 〈会員組織の確立〉

会員組織をきちんと整備することは、競技団体が普及活動及び事業を推進する上で基本的な要件であります。会員登録制度は会員組織の掌握によって各年齢層にわたり、きめ細かい指導普及体制(システム)づくりや普及活動の評価が可能となり、組織の活性化が図られることが重要な目的です。

### 〈財政への寄与〉

ソフトテニス愛好者一人ひとりの負担に基づく財源により競技力の向上及び普及目標にそった事業推進の拡充を図るために設けられたものです。日本連盟及び静岡県連盟(加盟団体及び下部組織を含む)が、より具体的かつ強力に活動を推進するためにはどうしても財源が必要となります。

## 【大会等の参加資格】

日本連盟及び静岡県連盟が主催する大会参加資格として、また審判員資格の取得、更新及びその為の検定会・研修会の参加や技術等級の認定をする場合の条件となっています。(但し、静岡県連盟が主催する大会への日本学生ソフトテニス連盟に所属している者の大会参加条件は、所定の参加料に一人当たり500円増とし、可とする。)

## 【傷害補償制度】

日本連盟に登録した者が、日本連盟又は静岡県連盟(加盟団体及び下部組織を含む)が主催する公式の大会及び研修会等の事業に参加した選手又は役員・受講者がケガを被り、入院又は通院したことに對して傷害補償金を支払う。(詳細は、日本連盟ホームページ参照)

ケガをされたら事故報告書を県連事務局へ送付する。

## 【会員登録料及び加盟団体会費】

区分	日本連盟	静岡県連盟	県高体連	県中体連	県小学生部会	合計
社会人・指導者	1,000	1,000	—	—	—	2,000
大学生(学連加盟)	500	—	—	—	—	500
大学生(県連加盟の同好会)	500	1,000	—	—	—	1,500
高校生・高専(高体連加盟)	500	300	900	—	—	1,700
高校生(高体連非加盟)	500	300	—	—	—	800
中学生(中体連加盟)	500	100	—	100	—	700
中学生(中体連非加盟)	500	100	—	—	—	600
小学生(小学生部会加盟)	500	250	—	—	250	1,000
小学生(小学生部会非加盟)	500	250	—	—	—	750

### 【会員登録方法】

- ①日本連盟ホームページの会員登録ページより行う。
  - ②日本連盟への会員登録と同時に静岡県連盟への会員登録料及び高体連・中体連・小学生部会への加盟団体会費を納入する。
- ※他の都道府県及び日本学生ソフトテニス連盟に登録している者は静岡県連盟に登録できない。

### 【登録期間】

4月1日から6月30日までとする。但し、追加登録は随時受け付けます。

### 【静岡県連盟登録料及び高体連・中体連・小学生部会への加盟団体会費の支払方法】

- ①日本連盟の登録料納付システムを利用して加盟団体会費を受け取る団体(協会等)は、「登録料納付システムによる代行収納利用申請書」(別紙)に振込先口座情報を記載し、2月末日までに静岡県連盟事務局へ提出する。
- ②日本連盟に一旦振込みした加盟団体会費は1か月分をまとめて日本連盟より指定した振込先口座に翌月の15日前後を目安に振り込みされます。(振込手数料420円は受取人負担)但し、返金が5,000円未満の場合は、振込手数料負担軽減のため、翌月に順次繰り越し、まとめて振り込みされます。
- ③中体連へ戻す会費は、中体連の支部毎にまとめ、その支部に該当する協会の口座に振込みをする。(但し、浜松支部は浜松市協会、志太榛原支部は藤枝市協会を振込みの窓口とします。)

